（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二十七条第一項並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第十一条、第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の作成とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第十一条、第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の作成とする。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年六月二十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一〇

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（爆発物取扱等作業手当） **第五条**　爆発物取扱等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一　（略） 二　経済産業省大臣官房、産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所に所属する職員が火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の作業に従事したとき。 三～五　（略） ２・３　（略）	（爆発物取扱等作業手当） **第五条**　爆発物取扱等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一　（略） 二　経済産業省商務情報政策局、産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所に所属する職員が火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の作業に従事したとき。 三～五　（略） ２・３　（略）

附　則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第十号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の一部及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則

（技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部改正）

第一条　技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和五十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（技能検定の合格基準） **第１条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（以下「令」という。）第27条第３項に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)　猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。第６条、第12条第２項において読み替えて準用する第５条及び第12条第３項において「法」という。）第５条の４第１項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。 ア　［略］ イ　用心金の中に指を入れること（射撃をする場合を除く。）。	（技能検定の合格基準） **第１条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（第６条及び第７条において「令」という。）第20条第３項に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)　猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。第６条及び第７条において「法」という。）第５条の４第１項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。 ア　［同左］ イ　用心がねの中に指を入れること（射撃をする場合を除く。）。